

マイルストーンマネジメント株式会社
代理人弁護士 大下 良仁 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 石 崎 泰 哲
同 山 本 晃 久
同 瀬 川 堅 心

要 請 書

前略 当職らは、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職より受領した7月29日付け「通知書」及び「大規模買付行為等趣旨説明書」並びに同書の誤記を修正する8月1日付け「通知書（2）」及び8月3日付け「通知書（3）」（修正後の大規模買付行為等趣旨説明書を以下、単に「趣旨説明書」といいます。）につき、通知書（3）で貴社が保有する当社株式数が176万株ではなく、1万7600株であると訂正されたことを踏まえて、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、以下の事項について、改めて、貴社及び貴職による対応を求めます。

なお、本書面に関しては、当社が2022年4月22日付けで開示いたしました「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針」といいます。）に則り、当社が公表することがあり得る点につき、予めご承知おき下さい。

貴職より趣旨説明書を受領したことから、8月1日付けで開示いたしました「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」に記載のとおり、現在、当社では本対応方針に則って、貴社に対し、当社の株主の皆様が株主意確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる各種情報の提供を求めることを目的として情報リス

トを交付すべく、貴社に関する調査を含めた準備を行っております。

この過程で、貴社の本店所在地である東京都板橋区南常盤台一丁目11番6号はいわゆるレンタルオフィスであり、貴社の営業実態も不明であることに加えて、趣旨説明書にもご記載頂いていますが、貴社は、リ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）及び布山高士氏（以下「布山氏」といいます。）らによる当社株式の大量買集め開始後であって、さらに本対応方針の導入日からわずか9営業日後である本年5月11日に設立されたばかりであるにもかかわらず、当社株式の取得を開始し、大規模買付行為等を行おうとされており、しかも、貴社が設立された5月11日の翌日以降の当社株価は、一度も700円を下回っておりませんが（5月12日以降の最安値は同月23日につけた703円）、当社の2013年以降の株価の最高値は2015年につけた405円であって、ここ数年の株価は概ね200円台で推移している中で、当社の株価が700円を超える記録的な高値となつてから大規模買付行為等を行おうとすることは、合理的な投資家による投資行動としては極めて考え難い、非常に特異なものであると思われます。そのため、当社と致しましては、貴社とリ・ジェネレーション又は布山氏との間に、当社株式の大量買集めに関して何らかの意思の連絡ないし連携があるのではないかと強く懸念しております。

なお、付言すれば、貴社の唯一の取締役であつて代表者である島崎紀子氏（以下、場合により「島崎氏」といいます。）は、太平洋産株式会社（東京証券取引所スタンダード市場上場。以下「太平洋産」といいます。）の2021年12月13日付け定時株主総会招集通知12頁において、同社の同年9月末現在の第10位株主（持株割合2.3%）として登場する島崎紀子氏と同一人物ではないかと考えられますが（もし誤解であればご教示下さい。すぐに訂正させて頂きます。）、同頁で同社の第4位株主（持株割合4.7%）として登場し、同年9月3日を払込期日とする当社による第三者割当増資（払込金額6995万5400円。持株割合にして8.5%相当）を引き受けている株式会社ランニング（以下「ランニング」といいます。）の代表取締役2名のうち1名は星野和也氏とされています（太平洋産の同年8月13日付けプレスリリース参照）。然るところ、星野和也氏（以下「星野氏」といいます。）は、リ・ジェネレーションの唯一の代表取締役であつてその全株式を保有している尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）が唯一の代表取締役であつてその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）らが2021年9月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権を行使した結果として同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶株式会社（東京証券取引所スタンダード市場上場）の臨時株主総会において、尾端氏と共に取締役に選任され、さらに、同日開催の当社取締役会において、尾端氏と共に代表取締役に選任されています（尾端氏は代表取締役社長、星野氏は代表取締役会長に各選任）。ちなみに、ランニングは、2021年9月3日に太平洋産株式を引き受けた後、順次市場内で当社株式を処分しており、10月7日には当社株式に係る株券等保有割合が5%を割り込んでいますが（同社の2022年1月12日付け「変更報告書NO.3」参照）、ランニングも島崎氏も、2022年3月末現在では、太平洋産の上位10位までの大株主からは姿を消しています（同社の2022年9月期第2四半期報告書5頁）。

以上の事実関係からすれば、貴社の代表者である島崎氏は、星野氏を介して尾端氏と何らかの関係がある

ものと合理的に推測されますので、かかる観点からも、当社としては、貴社による当社株式に係る大規模買付行為等を行いたい旨の意向表明は、特に、リ・ジェネレーションによる当社株式の大量買集めと何らかの関係があるのではないかと懸念せざるを得ない状況です。

この点、本対応方針に記載のとおり、本対応方針における「大規模買付行為等」とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）他に、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）を意味するとされており。

また、「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の2第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の2第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(i i) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに (i i i) 上記 (i) 又は (i i) の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味するものとされており。

そして、通知書(3)による訂正を前提としたとしても、貴社は現在、株券等保有割合にして約0.10%（所有割合にして約0.11%）の当社株式を保有しているところ、仮に、貴社が、リ・ジェネレーションだけでなく、布山氏をも併せた単一の「特定株主グループ」に属すると認められた場合には、これら三者の所有割合は既に20.84%（株券等保有割合は19.05%）に達していることとなって、貴社による当社株式1万7600株の取得行為は、既に本対応方針の「大規模買付行為等」に該当し、貴社自身の株券等保有割合・所有割合が20%に達していなくとも、本対応方針上の「大規模買付者」に該当することに

なり、本対応方針所定の手続に違反していることとなります。

そこで、当社は、2022年8月4日付け「マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する訂正文書受領等及び当社に対する要請のお知らせ」において開示致しましたとおり、貴社が、リ・ジェネレーション及び布山氏との関係で、同一の「特定株主グループ」に該当「しない」ことが本対応方針所定の手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を通じて客観的且つ合理的に立証されるまでの間は、当社株式の追加取得を行わないよう、ここに改めて要請致します。なお、万が一要請に従って頂けず、貴社が当社株式の追加取得を行い、事後的にリ・ジェネレーション及び布山氏との関係で同一の「特定株主グループ」に該当することが判明し、且つ、独立委員会もそのように認定して本対応方針所定の対抗措置（以下「本件対抗措置」といいます。）の発動を勧告した場合には、仮に貴社単独での株券等保有割合・所有割合が20%に達していなくとも、大規模買付ルールを遵守せず大規模買付行為等を実行したものと見て、本対応方針に則り、基本的に、本件対抗措置を発動することとならざる得ませんので、予めご承知おき下さい。なお、上述のとおり、リ・ジェネレーション及び布山氏との間で、貴社が上記の「特定株主グループ」に該当するものとされた場合には、貴社は既に「大規模買付者」に該当し、大規模買付ルールに違反していることとなりますので、そのような懸念がある場合には、速やかに当社株式の保有割合を、大規模買付ルール所定の保有割合未満に落として頂き、大規模買付ルール違反の瑕疝を治療して頂きますよう、お願い申し上げます。

本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らに対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂きますようお願いいたします。

草々

(付記)
差出人 〒100-8124
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー
西村あさひ法律事務所
受取人 〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-1-4-1 郵政福祉琴平ビル3階
マイルストーンマネジメント株式会社

弁護士 太田 洋

代理人弁護士 大下 良仁先生

証明文が印刷されます